

国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンワーカー)事業費

400百万円(270百万円)

自然環境局国立公園課

1. 事業概要

国立・国定公園や自然環境保全地域内において近年深刻化している生態系の劣化を未然に防止するため、これらの地域内の生物多様性を保全し、生態系の維持回復のための総合的な取り組みを推進する制度として自然公園法及び自然環境保全法の改正により「生態系維持回復事業」が導入された。また、適正な利用の推進と利用者へのサービスの向上の観点から公園事業者の管理についてもあわせて自然公園法の改正により法定化されたところである。

これを受け、本事業においては、改正自然公園法等の適正な執行を行うため、国立・国定公園等の現場において最も枯渇している人的資源の投入により、それら現場管理のグレードアップを図るとともに、特に地方において深刻な状況である雇用状況の改善に資するものである。

【グリーンワーカー事業】 270百万円(270百万円)

自然公園法改正等による新制度、生態系維持回復事業の実施を推進する観点からグリーンワーカー事業の拡充を図るとともに、これにより国立公園等の所在する山村・島嶼等の地域において雇用の拡大を図る。

平成22年度は全体で90事業を実施することとしており地域における労務雇用量は延べ20千人強と見込んでいる。

新【グリーンエキスパート事業】 130百万円()

各国立公園等に、専門的技術や資格・免許(獣医師や狩猟免許、ビオトープ管理士等)を保有する人材(グリーンエキスパート)を派遣し、従来、機動的な対応が難しかった専門的技術を必要とする管理業務を実施することにより、地域の実情に対応し迅速かつきめ細かな活動の一層の充実を図るとともに、地域振興に資するものとする。

具体的には、外来種の侵入に関する早期・緊急対策や軽易・簡易な植生復元及び土砂流出抑止、希少動植物の管理、自然環境モニタリング、外国人をはじめとする多様な利用者に対する対応等を実施する。

平成22年度は20事業を実施することとしており地域における労務雇用量は延べ3千人と見込んでいる。

2. 事業計画

平成22年度～(各事業3年以内)

3. 施策の効果

この事業の実施により、生態系維持回復事業が推進され、希少種や健全な生態系の保全が図られるとともに、国立公園管理やサービスのグレードアップが図られる。さらに、国立・国定公園が所在する山村・島嶼等の条件不利地域において雇用を創出するとともに、それらの地域の振興に寄与できる。

国立公園等民間活用特定自然環境保全活動事業(グリーンワーカー)

目的

- 1 国立公園の管理のグレードアップを図る
- 2 観光立国・良好な景観形成の実現や地球温暖化防止に貢献
- 3 環境分野での新たな雇用の確保や地域の活性化にも寄与

背景

- 1 海岸等での投棄物・漂着物の増加
- 2 集中山岳地の登山道の荒廃
- 3 在来動物の異常増殖や外来動植物の侵入による自然生態系の影響の懸念 など

事業概要

平成20年度 250カ所を実施(全国)

国立公園、自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区等において、地域の自然や社会状況を熟知した地元住民等を雇用し、地域の実情に対応した迅速できめ細かな自然環境保全活動を推進

グリーンワーカー(従来型)

【重点課題】 登山道等維持管理の強化、
地域景観の保全形成
海岸漂着ゴミ対策 森林の保全再生 等

平成22年度 新規要求 グリーンエキスパート事業

専門的技術や資格・免許(獣医師や狩猟免許等)
を保有する人材を派遣し、専門的管理業務を実施。

自然公園法改正時の付帯決議(衆・参)

…グリーンワーカー事業の拡充等をはじめとする施策の展開により、地元住民の雇用創出を行うこと。



野生化したネコの捕獲



未整備登山道の維持管理



海岸漂着ゴミの回収



抵抗性のアカマツの植栽